大学の世界展開力強化事業(平成28年度採択) 名古屋大学 取組概要

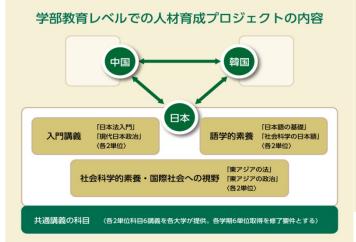
【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA-① CAMPUS Asia))

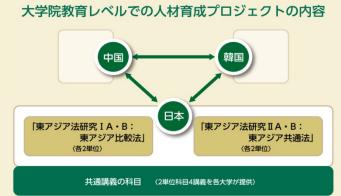
東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【事業の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法 的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法 整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を対象とする単位相互認定に基づ く交流とともに、大学院を対象とする研究中心の交流をも実施することで、高等教育課程を包括する質の保証された教育研究交 流を行う。







【交流プログラムの概要】

毎年本学から中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を長期留学生として半年または1年間派遣し、また、中国・韓国の 大学からそれぞれ5名、計10名の学生を長期留学生として受け入れる。また、附属的プログラムとして、短期の派遣や受入を行う ことで、多様な交流の場を設ける。

【本事業で養成する人材像】

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)の形成とそのための知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治 的認識共同体の生成を図る。

【本事業の特徴】

法学分野でアジア研究をリードする日中韓の諸大学が参加し、研究活動および法学教育の両面から東アジアにおける共通法構 築にアプローチする点がこれまで他にない本事業の特徴である。 【交流予定人数】

[加了足入数】						
<タイプA一①>		H28	H29	H30	H31	H32
	日本(J)での受入	C5	C14	C14	C14	C14
		K5	K14	K14	K14	K14
	中国(C)での受入	J14	J14	J14	J14	J14
		K5	K5	K5	K5	K5
	韓国(K)での受入	J14	J14	J14	J14	J14
		C3	C5	C5	C5	C5

【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA-① CAMPUS Asia))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〈国内研修•白川郷〉

〈韓国短期研修・国会〉





○ 大学院生のプログラムの構築

東アジア共通法の研究と実践を担う高度な人材育成を目指し、「東アジア法研究 I A・B:東アジア比較法」と「東アジア法研究 II A・B:東アジア共通法」(A・B各二単位)を各主管校が大学院生の共通講義として開設した。

○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と日本人学生の交流を図ることを目的として、白川郷・高山への国内研修、及び伊勢へのリサーチ・ビジット実施した。

交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

平成28年には長期派遣生の第5期生を、中国に1名、韓国に2名派遣した。短期研修では、中国へ8名、韓国へ10名派遣した。また、短期研修には、大学院法学研究科生や法科大学院の学生も参加した。

〇 外国人留学生の受入れ

平成28年9月に中国から4名、韓国から4名受け入れた。

<タイプA一①>

	H28
日本(J)での受入	C4 K4
中国(C)での受入	J9 K5
韓国(K)での受入	J13 C3

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

○ 法学院長・学部長会議及びQuality Assurance協議会の実施

平成29年3月に第7回法学院長・学部長会議を実施した。また、平成28年9月に第13回QA協議会(於北京)、平成28年12月に第14回QA協議会(於ソウル)、平成29年3月に第15回QA協議会(於名古屋)を実施した。

〇 第4回学生シンポジウム

平成29年3月に日中韓の長期派遣学生を中心に、第4回学生シンポジウム (於名古屋)を実施した。長期留学への参加とそれによって得られた知見が 自らのキャリアデザインにどのような影響を与え、または与えうるかについて 検討し、さらに、本プログラムの所期の目標でもある、東アジア共通法形成に むけた人材育成という観点から、日中韓各国における自国の法学・政治学研究の状況を踏まえ、東アジア共通法の可能性を検討した。

〈学生シンポジウム&キャリア形成セミナー〉



■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

〇 協定書の締結

パイロット事業を基礎として、恒常的な人材育成の枠組みが基本的に形成されたことに鑑みて、平成28年度以降の協定を第7回法学院長・学部長会議にて締結した。

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、受入学生、派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、学生シンポジウム等の行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たっている。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

〇 卒業生の進路

本プログラム修了生で平成28年度3月に本学を卒業した者の進路については、卒業生6名のうち、修士課程に進学した者と法 科大学院進学準備中がそれぞれ1名存在する。その他、県庁に就職した者(1名)やアジアを中心に活躍する日本の大手企業 に就職した者(3名)も存在する。これらの結果から、所期の目的が着実かつ堅実に達成されているといえる。

〇 パンフレット・HP更新、同窓会報の作成

これまで使用していたパンフレットやホームページを改訂した。さらに、同窓会のネットワークを利用し、派遣された学生が主体となって日中韓の同窓会報を作成した。各国の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、関係各所に配布し、広報活動にも役立てた。

■ グッドプラクティス等

○ キャリア形成セミナー

日中韓のインターンシップ先の企業や法律事務所と協力し、キャリア形成支援を目的としてセミナーを実施した。東アジアで国際的に活躍している弁護士、教員、会社役員の方々とグローバルに活躍したい学生達が報告をし、総合討論にて国際的な活躍の現状に関する学生の理解を深め、学生の国際的な社会進出のサポートを強化した。このセミナーには、多くの卒業生も参加し、在学生と卒業生の交流も促進された。



【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA一① CAMPUS Asia))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〈学生交流会•奈良〉



〈韓国短期研修·DMZ〉



○ 成均館大学との間でダブル・ディグリー締結へ

平成29年度9月から韓国・成均館大学とダブル・ディグリー実施に向けて本格的に交渉を開始し、草案を完成させた。平成30年度中の締結を目標としている。

○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と 日本人学生の交流を図ることを目的として、奈良・彦根へのリサーチ・ビ ジットを実施した。

○ 岡山大学・立命館大学キャンパス・アジアプログラムとの学生交流会の実施

平成29年6月に立命館大学において両大学と本学のキャンパス・アジア学生の交流会を実施し、プログラム紹介、京都市内でのフィールドワーク等を通じてお互いのプログラムへの理解、学生間の交流が促進された。

■交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

平成29年には長期派遣生の第6期生を、中国に4名、韓国に6名派遣した。短期研修では、中国へ12名、韓国へ8名派遣した。また、短期研修には、大学院法学研究科生や法科大学院の学生も参加した。

〇 外国人留学生の受入れ

平成29年に中国から9名、韓国から7名受け入れた。平成29年8月のインターナショナル・サマーセミナーでは、中国から8名、韓国から10名、受け入れた。平成30年1月の日韓学生交流会では、韓国から7名、平成30年3月の学生シンポジウムでは、中国から5名、韓国から8名受け入れた。

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

O Quality Assurance協議会の実施

平成30年3月に第18回QA協議会(於名古屋)を実施した。成果や今後の課題を報告し、今後の在り方や方向性について議論を繰り広げた。

〇 第5回学生シンポジウム

平成30年3月に日中韓の長期派遣学生を中心に、第5回学生シンポジウム (於名古屋)を実施した。昨年度日中韓各国で、半年または一年間の留学を 経験した各国学生が名古屋に集い、お互いの経験を共有すると共に、留学中 に得た知見をもとに、東アジア共通法に関する学術的な報告を行った。

■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

○ インターナショナルサマーセミナー

7月31日から8月9日まで名古屋大学においてインターナショナルサマーセミナーを実施した。 英語による法学及び政治学の 講義、司法機関へのリサーチビジットや法律事務所へのインターンシップ等が行われた。これには、計18名の中韓の学生の他、 日本人学生も参加した。

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、受入学生、派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、学生シンポジウム等の行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たっている。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

〇 卒業生の進路

本プログラム修了生で平成29年度9月・3月に本学を卒業した者の進路については、卒業生13名のうち、修士課程に進学する 者と法科大学院に進学する者がそれぞれ1名存在する。その他、県庁に就職した者(1名)やアジアを中心に活躍する日本の 大手企業に就職した者(10名)も存在する。これらの結果から、所期の目的が着実かつ堅実に達成されているといえる。

〇 同窓会報の作成

同窓会のネットワークを利用し、派遣された学生が主体となって日中韓の同窓会報を作成した。 各国の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、 関係各所に配布し、広報活動にも役立てた。

■ グッドプラクティス等

〇 新歓交流会

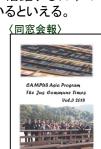
平成29年6月に中韓の受入生・日本人の留学経験者が新入生歓迎会を行い、33名の学生が参加した。学生手作りの日中韓の料理を囲みながら、留学体験の説明や文化の紹介を行い、キャンパス・アジアの広報活動に役立てた。

<タイプA一①>

() 1) N () /				
	H28	H29		
日本(J)での受入	C4 K4	C22 K32		
中国(C)での受入	J9 K5	J16 K8		
韓国(K)での受入	J13 C3	J14 C6		

〈学生シンポジウム〉





【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプA一① CAMPUS Asia)) 東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〈国内研修・金沢〉



〈韓国短期研修·DMZ〉



○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、 受入学生と日本人学生の交流を図ることを目的として、金沢へ のリサーチ・ビジットを実施した。その他、日本の社会と歴史・ 文化を実際に体験してもらい、今後の教育研究に役立ててもら うことを目的として、大学院生を対象として、広島・岡山実地研 修「被爆地の広島から戦争と平和、そして岡山にて災害予防対 策を学ぶ」を実施した。

<タイプA-①>

	H30
日本(J)での受入	C 10 K 11
中国(C)での受入	J 17 K 7
韓国(K)での受入	J 13 C 9

交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

平成30年には長期派遣生の第7期生を、中国に5名、韓国に6名派遣した。派遣生の内、3名が半年、8名が一年の留学期間だった。短期研修では、中国へ12名、韓国へ7名、3月に派遣した。また、短期研修には、大学院法学研究科生も6名参加した。

〇 外国人留学生の受入

平成30年に中国から10名、韓国から5名受け入れた。受入生のうち、5名が1年、10名が 半年の留学期間だった。その他、短期の受入として、夏期に韓国から2名の大学院生を 受け入れた。平成31年1月の日韓学生交流会では、韓国から4名受け入れた。

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

O Quality Assurance協議会の実施

プログラムの質の保証を目的としてQuality Assurance協議会を実施した。派遣・受入学生の確定、共通科目の教育内容、成績評価、単位認定、およびこれらに関するガイドラインの改訂等、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について検討を行った。その他、成果や今後の課題を報告し、今後の在り方や方向性について議論を繰り広げた。経費削減の為、TV会議システムを利用し3度実施した。

○ 成均館大学とのダブルディグリー覚書調印式を開催

本大学院法学研究科と韓国・成均館大学校大学院法学科および成均館大学校社会科学大学は、これまでの経験と成果にもとづき、教育の国際化と多様化をつうじて教育の全体的な質をよりいっそう向上させることを目的として、平成29年9月からダブル・ディグリープログラム実施に向けた本格的な協議を開始した。両国・両大学の制度上の関係から、入学審査、学位審査、カリキュラム策定等では難しい問題をクリアする必要があったが、平成31年1月17日、名古屋大学において、ダブル・ディグリープログラム覚書の調印式に至った。これを契機として、今後ますますグローバル人材の質的・量的充実が図られることが期待される。



■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、チューターとして空港で受入学生の出迎えや入寮サポート、区役所や銀行での手続き、日本語の会話の練習をおこなった。その他、受入学生と派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、交流会や報告会などの行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たった。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

〇 インターンシップ

企業や法律事務所の協力を得て、約2週間のインターンシップの機会を提供することができた。派遣学生は中国と韓国で合計6名が参加し、受入学生に関しては合計5名の学生が参加した。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況、情報の公開、成果の普及

〇 同窓会報の作成

同窓会のネットワークを利用し、派遣された学生が主体となって日中韓の同窓会報を作成した。各国 の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、関係 各所に配布し、広報活動にも役立てた。

■ グッドプラクティス等

〇 留学報告会

中国・韓国留学から帰国した派遣生が、長期留学によって得られた知見を発表した。その後、学生同士での相談会を設け、これまで内部関係者のみに公開していた報告会を、留学を検討してる学生に広く公開したことで、優秀な学生のリクルートにも繋がり、プログラムの参加希望者が増加した。

〈同窓会報〉



【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプA一① CAMPUS Asia)) 東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、 受入学生と日本人学生の交流を図ることを目的として、6月に 伊勢へのリサーチ・ビジットを実施した。その他、日本の社会と 歴史・文化を実際に体験してもらうことを目的として、12月に愛 知県常滑市への国内研修も実施した。

〈リサーチビジット・伊勢〉

〈国内研修・愛知県常滑〉



交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

令和元年度には長期派遣生の第8期生を、中国に5名、韓国に5名派遣した。派遣生の内、10名が一年の留学予定だったが、中国・韓国での新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、3月に長期派遣が中断した。3月半ばに予定していた中国・韓国への短期研修も、計16名の学生が3月に向けてグループワークや発表の準備を進めていたが、同様の理由で中断となった。

〇 外国人留学生の受入

令和元年度に中国から8名、韓国から8名受け入れた。受入生のうち、2名が1年、14名が 半年の留学期間だった。その他、令和2年1月の日韓学生交流会では、韓国から5名の学 生を受け入れた。

<タイプA-①>

	R1
日本(J)での受入	C 8 K 13
中国(C)での受入	J 5 K 5
韓国(K)での受入	J 10 C 9

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

O Quality Assurance協議会の実施

プログラムの質の保証を目的としてQuality Assurance協議会を実施した。派遣・受入学生の確定、共通科目の教育内容、成績評価、単位認定、およびこれらに関するガイドラインの改訂等、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について検討を行った。その他、成果や今後の課題を報告し、今後の在り方や方向性について議論を繰り広げた。11月の韓国・成均館大学で開催されたQA協議会では、来年の中国で開催予定の学生シンポジウムに関する打合せ、ダブルディグリーに関する協議などが行われた。

〇 第6回学生シンポジウム

11月30日に日中韓の長期派遣学生を中心に、第6回学生シンポジウム(於ソウル)を実施した。昨年度、日中韓各国で半年または一年間の留学を経験した各国学生が韓国に集い、お互いの経験を共有すると共に、留学中に得た知見をもとに、本プログラムの所期の目標でもある、東アジア共通法形成にむけた人材育成という観点から、日中韓各国における自国の法学・政治学研究の状況を踏まえ、東アジア共通法の可能性を検討した。

(子エノンホノウム後の記心子具/



■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、チューターとして空港で受入学生の出迎えや入寮サポート、区役所や銀行での手続き、日本語の会話の練習をおこなった。その他、受入学生と派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、交流会や報告会などの行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たった。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況、情報の公開、成果の普及

〇 同窓会報の作成

同窓会のネットワークを利用し、中国韓国に派遣された第6期の学生が主体となって同窓会報を作成した。長期派遣を経験した在学生や卒業生の現状、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、関係各所に配布し、広報活動にも役立てている。

■ グッドプラクティス等

〇 留学報告会

中国・韓国留学から帰国した派遣生が、長期留学によって得られた知見を発表した。その後、学生同士での相談会を設け、これまで内部関係者のみに公開していた報告会を、留学を検討してる学生に広く公開したことで、優秀な学生のリクルートにも繋がり、プログラムの参加希望者が増加した。

〇 新歓交流会

7月に中国・韓国の受入生・日本人の留学経験者が新入生歓迎会を行い、37名の学生が参加した。 日中韓の学生手作りの料理を囲みながら、新入生に留学体験や留学先大学や文化の紹介を行い、 キャンパス・アジアの広報活動に役立てた。 〈同窓会報〉



【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプA-① CAMPUS Asia)) 東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〇 オンライン留学

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実際に現地に渡航できるかどうか目途が立たない状況の中、オンラインのみで も名古屋大学の授業を受けられるようにした。渡日を希望する学生には、隔離施設や交通手段の補助を行い、隔離期間によ り不利にならないよう、オンラインと対面の両方を受講可能にし、柔軟に対応した。

〇 短期研修の代替措置

短期研修として実際に現地に行くことが不可能となったため、国内外の中国や韓国の専門家による特別講演、授業等をオン ラインで実施した。

交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

令和2年度には長期派遣生の第9期生を、韓国に1名派遣した。新型コロナウイルス感染拡 大の影響を受け、渡韓までの3ヶ月間は日本でオンライン授業を受けた。春休みに予定して いた中国・韓国への短期研修の代替措置の授業・特別講演には中国派遣希望者3名、韓国 派遣希望者3名の計6名の学生が参加した。その他、2月には成均館大学の語学の授業に2 名の学生が約3週間オンラインで参加した。

〇 外国人留学生の受入

令和2年度には中国から1名、韓国から3名を受け入れた。受入生のうち、実際に日本に来 ることを希望した1名は新型コロナウィルス感染拡大の影響で到着が大幅に遅れ、実際に 到着したのは12月上旬であったが、オンラインでも全ての授業を提供し、学生に不利になら ないよう柔軟に対応することができた。他3名は全ての授業を派遣元から受講するオンライ ン留学を選択したため、オンライン授業を提供した。

<タイプA-①> R2 C 1 日本(J)での受入 K 3 中国(C)での受入 J 3 K 0 韓国(K)での受入 J 6 C 5

質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

O Quality Assurance協議会の実施

プログラムの質の保証を目的としてQuality Assurance協議会を実施した。派遣・受入学生の確定、共通科目の教育内容、成 績評価、単位認定、およびこれらに関するガイドラインの改訂等、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な 制度について検討を行った。その他、成果や今後の課題を報告し、今後の在り方や方向性について議論を繰り広げた。

■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

〇 学生組織の活用

これまでに派遣された学生が中心となって、チューターとして空港で受入学生の出迎 えや入寮サポート、区役所や銀行での手続き、日本語の会話の練習をおこなった。 その他、受入学生と派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、 交流会や報告会などの行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たった。 特に今年度は、学生自らがオンライン説明会を開催し、留学に興味を持つ学生に自ら の留学体験を語り、その後学生同士による相談会を設け、留学を検討してる学生に 広く公開したことでプログラムに興味を持つ学生が増加した。これらのことは本プロ グラムに参加しやすい体制づくりに貢献している。

〈 オンライン説明会の様子 〉



■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

〇 同窓会報の作成

同窓会のネットワークを利用し、中国・韓国に派遣された第7期の学生が主体となって同窓会報を 作成した。長期派遣を経験した在学生や卒業生にアンケートを実施し、「留学経験から今思うこと」、 「将来やりたいこと」、「留学中の一番の思い出」「卒業後、留学経験がどう影響しているか」「同期 への一言」など、留学中と現在の様子が分かるものになっており、関係各所に配布し、広報活動に も役立てている。

グッドプラクティス等

〇 卒業生の進路

本プログラム修了生で令和2年度3月に本学を卒業した者の進路については、卒業生10名のうち、 公務員が2名、法律事務所や放送局、その他、アジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職し た者も存在する。過去の卒業生のうち2名が弁護士として就職した。これらの結果から、所期の目 的が着実かつ堅実に達成されているといえる。

〇 協定書の締結

モード1, モード2を基礎として、恒常的な人材育成の枠組みが基本的に形成されたことに鑑みて、名古屋大学大学院法学研究 科、中国人民大学法学院、成均館大学法学専門大学院・社会科学部、上海交通大学法学院、清華大学法学院、ソウル国立大 学法学専門大学院の間で、令和3年度以降の協定を3月31日付で締結した。これにより、令和3年度秋学期に中国から5名、韓 国から5名を本大学に受入予定である。

〈 同窓会報 〉

